

8 地方分権の推進について

(内閣府・総務省関係)

要望内容

- 1 地方分権改革における提案募集項目の実現
- 2 新たな大都市制度「特別市」の創設

(要 旨)

1 地方分権改革における提案募集項目の実現

人口減少・少子高齢化社会を迎え、住民のニーズがますます多様化・複雑化する中、地域住民の意向に沿った真の分権型社会を実現していくためには、住民に最も身近な基礎自治体が、国や県などの行政組織と緊密な連携を図りながら、住民の視点で実現可能な方策を模索し、地域に根ざした政策決定を行うことが重要であると考えています。

こうした中、地方分権改革に関し、国においては、平成26年5月から、地方の発意に根ざした新たな取組の推進を目的に、全国的な制度改正に係る提案を募集されています。

本市では、真の分権型社会の実現を目指すため、この提案募集を積極的に活用することとしており、本年度は「大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し」を求める提案など、2件の提案を提出しています。

つきましては、本市からの提案項目の実現に向け、格別の御配慮をお願いいたします。

2 新たな大都市制度「特別市」の創設

現行の指定都市制度は、人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などによる課題や、圏域全体の活性化・発展の牽引役、さらには日本の成長のエンジンとして指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていません。

このため、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、一元的・総合的な事務・権限とそれに見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度「特別市」を創設する必要があると考えています。

つきましては、大都市制度について、国（総務省）に専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置するとともに、次期地方制度調査会における調査審議により「特別市」の法制化に向けた議論を加速させるなど、「特別市」の創設について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

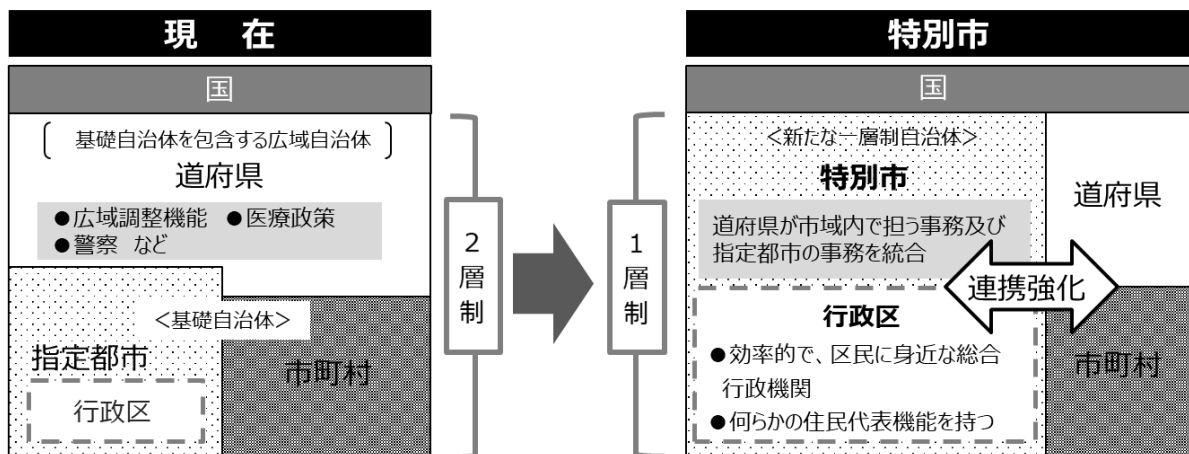
1 令和6年度 地方分権改革に関する本市提案

No.	提 案 項 目	制度の所管 関係府省庁
1	大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し	環境省
2	有料道路における障害者割引制度に係る更新申請手続の廃止	厚生労働省、 国土交通省

2 新たな大都市制度「特別市」について

(1) 特別市制度の概要

- 特別市は、広域自治体に包含されない一層制の地方公共団体とする。
- 特別市の法的位置付けは、現行の地方自治法第2条第3項に規定する市町村（基礎的な地方公共団体）、同第5項に規定する都道府県（広域の地方公共団体）のいずれにも該当しない新たな地方公共団体であり、「特別地方公共団体」とする。また、その事務は、現行の指定都市が担う事務及び道府県が指定都市の市域内において担う事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整事務や補完事務を除く。）を処理する。
- 特別市は、一層制であることから、道府県が有する包括する市町村の連絡調整機能や補完機能は有しないが、圏域において他の基礎自治体との連携の中心的な役割を担う。



(2) 特別市制度の必要性

- 道府県(広域自治体)、市町村(基礎自治体)の果たす役割に変化が生じており、また、道府県によってもその役割分担が異なっているにも関わらず、行政体制は「道府県－市町村」という全国一律の画一的体制となっている。地域特性に合わせた地方自治制度を再構築することが必要。
- 基礎自治体としての「現場力」と、高度な行政能力を持つ大都市としての「総合力」により多種多様な行政課題に対応している大都市が、その能力・役割に見合った権限と財源を持つことが必要。
- 大都市が果たすべき役割を最大限に発揮するために、権限と財源の統一が必要。
- 指定都市で極めて深刻化する高齢化及びインフラ老朽化への対応が喫緊の課題であり、このままでは大都市の活力が失われかねない。大都市制度改革は我が国にとって待ったなしの課題。